

入札（見積）執行調書  
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	22年4月16日
工事番号	09-01135-0024	工事名	西庁舎昇降機設備5号機改修工事	着工	22年4月16日
入札執行年月日	22.4.9	発注種別	機械設備工事	完成	23年1月10日
審議番号	公所	本庁			
路線・河川名	県庁本庁舎			予定価格	43,680,000
工事箇所	自 福島市杉妻町2-16				
	至				
工事概要	インバータ制御改造、模様替え				

業者コード 業者名	落札者の住所		
	入札額及び再入札額		落札額（契約額）
100000202 日本オニクス・エレベータ （株）東北支店	仙台市青葉区一番町1-3-1		
	(1) (3) 40,500,000	(2) (4)	42,525,000
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	

上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。  
測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

### 様式3（裏面）

#### 随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

<p>1 使用材料（部品）の特定化</p> <p>工事に用いる部品のほとんどは、昇降機の製造者である日本オーチスエレベータ㈱が独自の技術で開発したものであり、他社が製造する同等品等での対応は不可能である。</p> <p>なお、当該部品は一般のメンテナンス会社へも流通・販売されるが、その施工技術までを製造メーカーが担保するものではない。</p>
<p>2 施工技術の確実性</p> <p>本工事が、エレベータの安全運行の根幹に関わる部分の改良更新工事であることから、自社製造の部品が確実に調達でき、かつメーカー仕様に基づいた確実な施工が確保できる条件を有することが求められる。</p> <p>参考に、同種の受注実績を持つ国内大手メーカー7社に聴取した結果、各社とも「他社のエレベータの改修工事は施工面での確実性が担保できないことから受注できない。」との回答であった。</p>
<p>3 維持管理面での安全性</p> <p>本工事が複数メーカーの部品によって行われたり、あるいは日本オーチス・エレベータ㈱製造の部品であっても、他社が施工した場合、昇降機の故障・事故が生じた際の責任の所在が不明瞭となり、今後の保守管理に支障が生じることになる。</p> <p>上記により、地方自治法施行令第167条の2第2項（その性質又は目的が競争入札に適さないとき）の規定に基づき随意契約とし、福島県財務規則第269条関係第1項第3号（契約の内容又は性質上、2人以上の者から見積書を徴することが困難又は不適當なとき）の規定により単独随意契約とした。</p>

#### 変更契約の内容

変更契約年月日	年	月	日
変更後の完成年月日	年	月	日
変更後の契約金額			
変更契約をする理由			
1 現場精査による数量増（減）			
2 （ ）工事追加による増額			
3 その他（ ）			